

四日市市告示第 450 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を廃止する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成29年 9月 6日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用廃止)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	路線番号	供用開始区間(地先)	廃止前幅員 廃止後幅員 (m)	廃止前延長 廃止後延長 (m)
1	尾平28号線	012205	尾平町1585-3 尾平町1581-1	6.9 6.2	43.7 43.7